- 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

控訴の趣旨

- 第1事件について
- (1) 原判決を取り消す。 (2) 被控訴人三重県は、津市に対し、金8908万0663円を支払え。 (3) 被控訴人津市長aが、被控訴人三重県に対し、金1930万0655円の請求を怠っていることは、違法であ ることを確認する。 2 第2事件について (1) 原判決のうち、津市の被控訴人三重県に対する金員請求に係る訴えに関する部分を取り消す。 (2) 被控訴人三重県は、津市に対し、金4269万3222円を支払え。 (3) 被控訴人三重県は、津市に対し、金1974万6669円を支払え。

- 第3事件について

 - (1) 原判決を取り消す。 (2) 被控訴人三重県は、津市に対し、金1675万6457円を支払え。

事実関係

第2 事実関係 本件は、被控訴人三重県が設置した文化センター(三重県総合文化センター)の駐車場用地として、津市が本件1 土地(原判決別紙物件目録1記載の各土地)及び本件3土地(原判決別紙物件目録3記載の各土地)を賃借し、本件1 土地につき造成工事請負契約を締結して、賃料及び請負代金を支出していることが、違法であって、被控訴人津市長2 と県知事の共同不法行為であり、そうでないとしても、被控訴人三重県に賃料及び請負代金に申当する不当利得がある。また、津市が所有する本件2土地(原判決別紙物件目録2記載の各土地)を、被控訴人主重県が 権原なく文化センター駐車場用地として無償で使用していることにより、被控訴人三重県に賃料相当額の不当利得があるとして、控訴人らが、被控訴人三重県に対して津市への金員の支払いを求め(本件1土地につき第1事件、本件2及び3土地につき第2事件、本件1ないし3土地につき第3事件)、また、被控訴人津市長に対して本件1土地に係る被控訴人三重県に対する金員の請求を怠る事実の違法確認を求める(第1事件)事案である。 当事者の主張は、下記1のとおり補正し、下記2ないし4のとおり当事者の当審における補足的主張を付加するほか、原判決の「事実」欄の第2(ただし、(第2事件について)のうち、被控訴人津市長に対する含る事実の違法確認の訴え及び被控訴人津市長に対する本件使用許可の無効確認の訴えに係る部分を除く)記載のとおりであるから、これを引用する。

を引用する

- 1 原判決30頁21行目と22行目の間に「(3) 同(3)ア, イの事実は認め、ウは争う。」と加え、同頁22行目冒頭の「(3)」を「(4)」と、同頁23行目冒頭の「(4)」を「(5)」と、それぞれ改める。
 2 控訴人らの当客における補足的主張

控訴人らは、文化センターの駐車場はその設置主体が整備するものであり、法令上の明確な根拠がなくても条理上からしても、当然、附帯設備として被控訴人三重県が設置・管理すべきと主張するが、文化センターについては、法令等で設置主体である県が必ず附帯設備を整備しなければならないとは規定されておらず、文化センターがいわゆる「補完行政事務」である以上、市町村が附帯設備を整備できる余地はある。そもそも文化センターは、地自法、地財法その他の個別の法令上、都道府県の固有事務及び都道府県が固有に負担すべき経費区分にかかる事務とされていない「補完行政事務」であるところ、このような事務における都道府県と市町村の役割分担については、地方公共団体相互間の裁量で任意に決定できるものである。津市は、第3次津市総合計画で、総合文化ゾーンの形成を目指しているが、このような規模の大きい行政計画は、津市が単独でできるものではなく、国や被控訴人三重県と津市が協力して実現していくものである。文化センターは総合文化ゾーンの拠点施設であり、被控訴人三重県と津市が協力して総合文化ゾーンの形成を実現すべく、その駐車場整備の一部については、津市が任意で行っているものであり、地自法及び地財法に何ら抵触するものではない。 法及び地財法に何ら抵触するものではない。 当裁判所の判断

第3 当級判所の判断 当裁判所も、本件は原判決の主文(ただし、不服申立ての対象とされていない部分を除く。)と同様に訴えを却下ないし請求を棄却すべきであると判断するが、その理由は、当審における補足的主張に対する判断を含め、次のとおり補正するほか、原判決「理由」欄の第1、第2の1、3ないし8(被控訴人津市長に対する怠る事実の違法確認の訴え及び被控訴人津市長に対する本件使用許可の無効確認の訴えに係る部分を除く)及び第3に記載のとおりであるから、 これを引用する。

- 及び被控射人澤市長に対する本件使用計可の無効確認の訴えに係る部方を除く)及び第3に記載のどありであるから、これを引用する。
 1 原判決35頁11行目の「訴えの変更には当たらない。」とあるのを、「訴えの変更に当たるが、請求の基礎に同一性のあることが明らかであるから、この訴えの変更は許される。」と改める。
 2 原判決35頁22行目までを、以下のとおり改める。
 「この訴えの変更は、訴えの交換的変更に当たると解されるところ、これは訴えの追加的併合と訴えの取下げを併用したものであるから、訴えのう換的変更に当たると解されるところ、これは訴えの追加的併合と訴えの取下げを3条の要件を備える限り許されるものと解される。そして、被控訴人津市長に対する本件1土地の賃料支出の差上めと、その賃料が支払われたことによる津市の被控訴人三重県に対する本件1土地の賃料支出の意と、表の賃料が支払われたことによる連市の被控訴人三重県に対する場害賠償請求又は「当得返還請求を急事」のよれ、被控訴人津市長は訴えの変更に同立しておらず、したがって、訴えの取下げ部分については同意がないが、これについては当審の判断対象とはなっていない。したがって、訴えの変更後の請求の趣旨イ(イ)のみについて判断することとする。」
 3 原判決37頁26行目から39頁19行目までを、以下のとおり改めする。「4 そこで、まず、被控訴人三重県が津市に対し、民法719条の共同でよ行為責任を有するととおり改め対する。
 (1)証拠(甲A5ないし8、A28ないし31、甲3、4、7ないし16、87、こイ2ないし5、6、8、9、10、12、この12、この13、第3次津市総合計画を策定し、地域文化の振興のために、津駅西地区においとする文化施設の立地した津駅西地区において、高次な文化施設の立地した津駅西地区において、県等関係機関との連携のもとに、中心部における調和ある施設配置を図りながら、総合的、かつ、高次な機能を有する文化施設の整備を進めるなど総合文化ゾーンの形成に努めることを図りながら、総合的、かつ、高次な機能を有する文化施設の整備を進めるなど総合文化ゾーンの形成に努めることを図りながら、総合的、かつ、高次な機能を有する文化施設の整備を進めるなど総合文化ゾーンの形成に努めることを図りながら、総合的、かつ、高次な機能を有する文化施設の整備を進めるなど総合文の主においる。

車場を確保することが望ましいことは明らかであるといえるが、その施設の性質上、予定利用者を収容するに足る駐車場を確保することが施設の設置及び運営に不可欠であって、そのような駐車場が確保できなければ施設の使用又は運営に支障をきたすというような関係があるものとまでは認めることができない。そうであるとすると、本件1土地による駐車場の確保までが当然に被控訴人三重県の固有の事務となるものとは解することができない。そこで、被控訴人三重県が文化センターの敷地内で駐車場を確保する外に、これに加えて、上記のとおり、津市が総合文化ゾーンの形成の一環として、その行政計画に基づき、被控訴人三重県との合意の下に、文化センターの駐車場の確保を負担することとしたとしても、そのこと自体が、地方公共団体の経費の負担区分を乱す行為を禁じた地対よ28条の2、あるいは、他の地方公共団体の財政に類を及ぼすような施策を禁じる地財法2条に違反する行為ということはできない。 ということはできない。

きない。

る 次に、被控訴人三重県が津市に対し、本件3土地に関する平成9年4月1日から平成12年3月31日の賃料等に相当する金員の不当利得返還債務を有するか否かを検討する。
前記(補正後の原判決「理由」欄の第1の4)認定事実によれば、本件1土地に係る本件請負契約及び賃貸借契約と同様に、本件3土地の賃貸借契約も津市の具体的な行政目的のためになされたものであって、地財法2条あるいは同法28条の2に違反するものとも解することができないのであるから、当該契約に基づく賃料等の支出を法律上の原因に基づかないものと認めることができない。
したがって、被控訴人三重県が津市に対して上記の不当利得返還債務を有するものと解することはできな

、。」 6 原判決49頁23行目の末尾に,以下を加える。 「また、普通財産の貸付けに対しても,津市は相当の貸付料を徴収しなければならないが,公共団体又は公用若し くは公共用又は公益事業の用に供するときは,無償あるいは時価よりも低い価格で貸付することができると規定されて

くは公共用又は公益事業の用に供するときは、無償あるいは時価よりも低い価格で貸付することができると規定されている(14条。甲23,乙イ13)。」 7 原判決53頁21行目から55頁24行目までを、以下のとおり改める。 「(2) 前記(補正後の原判決の「理由」欄の第1の4及び第2の7(1))認定事実によれば、津市が所有権を取得重大本件2土地は、津市がその政策である津駅西地区における総合的な文化ツーンの形成の一環として、被控訴人三本に対する駐車場として購入したものであって、津市の行政目的をもって行われたものではあるものの、津市自らが直接に駐車場を設営して津市民その他の住民の一般的共同利用に供することを意図したものではなく、津市が土地を提供し、被控訴人三重県が駐車場を設営することを目的として取得したものであり、この目的に従い、津市が所有権を取得後、被控訴人三重県が配すると使用して駐車場を設営していることが認められる。したがって、津市の財産に関する調書(乙イ20)において公共用財産として記載されているとしても、津市自身が、直接、本件2土地を公用に供し、又は公共用に用いているものとは認められず、また、津市が、直接本件2土地を公共用に用いるきと決定したことも認められないのであるから、本件2土地は津市の行政財産(前地自法(平成14年とよる。

法律第4号による改正前の地万目治法) 238条2頃。 地目法238余3頃)に該当9 るこはいん9, 国地内医に当たることとなる。 そうであるとすると、本件2土地が行政財産であることを前提としてこれに対してなされた使用許可(地自法238条の4第4項)は、普通財産に対してなされた無効な行為と解さざるを得ない。 しかしまた、普通財産については、その地方公共団体が私法上の行為により利用関係を設定できるものであるところ、前記(補正後の原判決の「理由」欄の第1の4(1)及び第2の7の(1)) 認定事実によれば、本件2土地に関して、津市と被控訴人三重県との間には、その方式は別として、同土地を文化センターへの来場者に対する駐車場として使用するために無償で貸与し、借り受けることについて意思の合致があることは明らかであり、更に、被控訴人三重県がこの土地を公共の用に供することは明らかであるから、津市財産に関する条例14条の普通財産の貸付料を免除できる場合に相当するものと解することができ、そうすると、無効行為の転換として、津市と被控訴人三重県との間で、普通財産に対する使用貸借契約が締結されたものと解することができる。

そして、前記(補正後の原判決「理由」欄の第 1 の 2 とおり、本件 2 土地の使用貸借契約は、本件 1 土地の賃貸借契約と同様に、津市の具体的な行政目的のためになされたものであって、地財法 2 条あるいは同法 2 8 条の 2 に違反するものとも解することができず、また、地財法 4 条の 5 あるいは地方財政再建促進特別措置法 2 4 条 2 項の趣旨に反しているとの主張は主張自体失当であると認められるのであるから、本件 2 土地の使用貸借契約は有効であって、当該契約に基づく賃料等の支出は法律上の原因に基づかないものと認めることができない。したがって、被控訴人三重県が津市に対して本件 2 土地の使用料相当の不当利得返還債務を有するものと解することはできない。」

原判決58頁20行目の「上記第2の5ないし7」とあるのを、「補正後の原判決「理由」欄の第2の5ないし 7」と改める。 第4 結論

以上のとおりであって、控訴人らの訴えを却下ないし請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。 名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 熊 田 士 朗

> 多見谷 寿 郎 裁判官

> 裁判官 堀内照美